

和解及び損害賠償の額の決定について

個人情報漏洩事故について和解し、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和5年8月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 事故発生年月日 | 令和5年6月9日 |
| 2 事 故 の 概 要 | 生活保護受給者から当該受給者の現住所の情報を求められた際、業務上取得した当該受給者に係る戸籍の附票の写しの複写を誤って当該受給者に渡したことにより、当該受給者に関係する支援措置対象者の現住所が漏洩した事故 |
| 3 損 害 賠 償 額 | 2,785,570 円 |

提 案 理 由

和解内容について、相手方との協議が調ったため。